

政治資金監査に関するQ & Aの改定概要

1. 改定の目的

- 「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」の改定を踏まえ、「政治資金監査に関するQ & A」についても内容を整理・修正。その際、政治資金監査マニュアルに追加記載されたものについては、原則として「政治資金監査に関するQ & A」からは削除。
- 「政治資金監査に関するQ & A」の構成についても標題を付し、政治資金監査マニュアルの改定において表現を整理したものについては、同様の基準で統一をはかるなど、よりわかりやすいものとする。
- なお、以上の改定により、全体の項目数は102項目から90項目となった。

2. 改定の概要 【以下、項目の番号は改定前の政治資金監査に関するQ & Aのもの】

- 政治資金監査マニュアルに内容が反映されていることに伴い、Q & Aから削除したもの

- | |
|---|
| <p>Ⅱ－1 政治資金規正法上の登録政治資金監査人の業務制限については、どの期間、該当してはいけないのか。</p> <p>Ⅱ－2 年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者であった者が辞任し、登録政治資金監査人となって、当該国会議員関係政治団体の当該年分の会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を行うことはできるのか。</p> <p>Ⅲ－1 政治団体の区分に異動があった場合は、どのように政治資金監査を行えばよいのか。</p> <p>Ⅲ－2 国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間の支出に係る政治資金監査を行う場合、政治資金規正法上、領収書等の徴収義務はあるが、領収書等を徴し難かった支出の明細書又は振込明細書に係る支出目的書の作成義務がない支出について、領収書等がない場合は、どのように政治資金監査を行えばいいのか。</p> <p>Ⅳ－20 国会議員関係政治団体を解散する場合、収支が0円であっても政治資金監査を受ける必要があるのか。</p> <p>Ⅳ－21 年の途中において国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体で、12月31日現在又は解散日現在で国会議員関係政治団体ではなくなっていた政治団体が、前年からの繰越額のみを計上し、本年には収入及び支出を計上していない場合、政治資金監査を受ける必要があるのか。</p> <p>Ⅴ－31 支出の目的が記載されていないため政治資金規正法上の領収書等に該当しない領収書について、政治資金監査において領収書の記載事項と会計帳簿の記載事項との整合性が取れていると判断した。このとき、領収書等亡失等一覧表に記載しないこととするには、その前提として会計責任者に領収書等亡失等一覧表に記載するよう求めることが必要か。</p> <p>Ⅴ－32 支出の目的が記載されていないため政治資金規正法上の領収書等に該当しない1件1万円を超える領収書で、「政治資金監査において領収書の記載事項と会計帳簿の記載事項との整合性が取れているため、領収書等亡失等一覧表には記載されなかった」場合、当該領収書を収支報告書と併せて提出する必要はないのか。</p> |
|---|

- 政治資金監査マニュアルの改定に伴い政治資金監査の方法が変更されたため、Q&Aの内容を変更したもの

V-16 見積書・利用代金明細書・請求書・納品書等は、領収書等として認められるか。

- 内容や条件が共通していることから、項目として統合したもの

V-4 公共料金等の請求書兼口座引落しの案内は、領収書等として認められるか。

V-5 公共料金等の請求書兼口座引落しの案内で、パソコン上で確認する形式のものは、領収書等として認められるか。

V-20 政治団体が作成した人件費の出金伝票（支出の相手方の氏名、支出の目的、金額及び年月日は記載されている。）に、受領者の印が押してある場合、政治資金規正法上の領収書等として認められるか。

V-21 政治団体が、事務所の賃料について、各月ごとの領収書を徴する代わりに、判取帳を作成し、各月ごとに支出の相手方から受領印を得ている。判取帳には、各月ごとに支出の相手方の氏名、支出の目的、金額及び年月日を記載しているが、この場合、当該判取帳は、政治資金規正法上の領収書等として認められるか。

V-48 会計責任者等に対するヒアリングの結果を監査調書に残す必要はないのか。

V-50 監査調書の様式等についての検討予定はあるか。監査調書はどのように作成してもよいのか。監査調書の備置きの義務はどうなっているか。

2-2 政治団体の事務職員に物品を購入する目的で資金前渡しを行い、その後、事務職員が物品を購入した場合は、支出の年月日及び支出を受けた者はどのように記載することになるのか。

2-3 政治団体の事務職員が立替払いで物品を購入し、その後、政治団体から物品購入相当分の精算を受けた場合は、支出の年月日及び支出を受けた者はどのように記載することになるのか。